明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**二〇）　一

〔規　則〕

○人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―四九―五六）　二

〔告　示〕

○「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示（**個人情報保護委・金融庁**一）　二

○「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示（**個人情報保護委・総務**二）　四

○「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示（**同**三）　四

○「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示（**同**四）　五

○「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示（**個人情報保護委・法務**一）　六

○「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正する告示（**個人情報保護委・経済産業**一）　七

○日本国に帰化を許可する件（**法務**七六）　八

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**四五八～四六二）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示七）　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁
財団、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、会社更生、船舶所有者等責任制限、再生関係　一〇

会社その他　二六

省令

○総務省令第二十号

旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一及び第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十七日　総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～51　略］ 52　法別表第一の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ ［削る］ 三‖　［略］ ［53～184　略］ （法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［略］ ［1～12　略］ 13　法別表第五第六号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ ［削る］ 三‖　［略］ ［14～69　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～51　同上］ 52　［同上］ ［一・二　同上］ 三‖　旅券法第十二条第一項の査証欄の増補の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 四‖　［同上］ ［53～184　同上］ （法別表第五の総務省令で定める事務） **第五条**　［同上］ ［1～12　同上］ 13　［同上］ ［一・二　同上］ 三‖　旅券法第十二条第一項の査証欄の増補の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 四‖　［同上］ ［14～69　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。